

建設業者のみなさまへ

特定建設作業実施届出のしおり

豊中市環境部環境指導課

令和7年4月

静かな街づくりにご協力を！

建設工事に伴う騒音、振動は市民の日常生活に大きな影響を及ぼしています。

これら建設工事に伴う騒音、振動公害を規制するため、国では**騒音規制法**および**振動規制法**を、大阪府では**大阪府生活環境の保全等に関する条例**を、また、豊中市では**豊中市環境の保全等の推進に関する条例**を制定、施行しています。

建設工事に伴う騒音、振動の防止のために次の点を留意してください。

着工前の注意事項

- 工事計画の策定にあたっては、現場周辺の状況等を調査のうえ、極力**低騒音や低振動の工法および機械**を採用してください。
- 工事現場の周辺住民にあらかじめ工事の概要や作業時間、防音、防振対策等について説明しておいてください。
- 騒音、振動の発生状況を常時監視し、周辺住民からの苦情に対応できる現場責任者を選任しておいてください。
- 下請業者が工事を施工する場合には、防音、防振対策等について事前に指導しておいてください。

届 出 要 領

1. 届出義務者

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者（**元請業者**）。

2. 届出期限

特定建設作業の開始の日の**7日前まで（※）**。

（ただし、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、届出を行い得る状態になり次第速やかに届け出てください。市条例対象は除く。）

※注意 「7日前まで」とは、届出日と作業開始日との間が7日以上あいていることを意味します。

3. 届出可能期間

特定建設作業の実施期間のうち、届出可能期間は**6か月以内**。

また、実施期間が6か月以上の場合は**作業の期限が切れる7日前まで（※）**に継続作業の届出が必要です。

4. 届出方法

豊中市電子申込システムにより届出申請が行えます。

(https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_initDisplay)

紙面で届出を行う場合、**正・副 計2部**の提出が必要です。

5. その他の留意事項

- 1) 届出は**特定建設作業の種類ごとに提出**すること。
- 2) 道路法による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）に条件が付され、作業を夜間等に行わざるを得ない場合は、その許可書の写しを添付して下さい。
- 3) 1日で終了する作業は届出不要です。

特定建設作業以外の工事作業の際にも 周辺の生活環境には十分な配慮を！

法・条例に規定する特定建設作業以外の作業についても、周辺の生活環境に配慮した公害対策をお願いします。

1. 落下音や作業音なども生活環境を損なうものとして苦情の対象になります。
2. 機材などを積載する工事車両の出入りに伴う騒音や安全対策に十分な配慮をお願いします。
3. 防じんシートなど粉じん対策にも万全を期し、また工事現場での屋外燃焼は避けてください。
4. 工事現場からの廃濁水で水路などを汚さないで下さい。
5. 特定建設作業以外の作業であっても、早朝又は夜間の作業はできるだけ避けてください。
6. 工事中も必要に応じて吹付け塗装などの作業工程を周辺住民に周知をお願いします。

建築物等の解体・補修時における 石綿含有建材の調査結果報告について

大気汚染防止法により、解体等工事の石綿含有建材の事前調査を行った場合、その結果を発注者に書面で説明する他、以下の場合は都道府県知事等に遅滞なく報告する必要があります。なお、都道府県知事等への報告は、原則、「石綿事前調査結果報告システム」で行う必要があります、その際は「gBizID」(<https://gbiz-id.go.jp>) への登録が必要となります。

1. 建築物の解体工事で、工事に係る床面積が80m²以上の工事。
2. 建築物の改造・補修工事で、その請負代金の額（消費税を含む）が100万円以上の工事。
3. 建築物以外の解体工事又は改造・補修工事で、その請負代金の額（消費税を含む）が100万円以上の工事。

（環境省）

アスベスト（石綿）を排出する特定工事について

特定粉じん（石綿）を排出する作業（特定粉じん排出等作業）を伴う建設工事を行う場合は、大気汚染防止法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例により、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに「特定粉じん排出等作業実施届出書」の提出が必要となる場合があります。

（環境部環境指導課）

建設リサイクル法に基づく届出について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称：建設リサイクル法）により、以下の規模の工事を行う場合は、工事に着手する日の7日前までに建設リサイクル法第10条に基づく届出が必要です。

1. 建築物の解体工事で、工事に係る床面積が80m²以上の工事。
2. 建築物の新築・増築工事で、工事に係る床面積が500m²以上の工事。
3. 建築物の修繕・模様替等の工事で、その請負代金の額（消費税を含む）が1億円以上の工事。
4. 建築物以外の解体工事又は新築工事等で、その請負代金の額（消費税を含む）が500万円以上の工事。

（都市計画推進部建築安全課）

特定建設作業一覧表

作業 番号	項目	特 定 建 設 作 業 の 種 類	法		府条例		市 条例
			騒音	振動	騒音	振動	
1	a	圧入式	●	—	□	—	—
	b	くい打機を使用する作業（もんけんを除く。）	—	●	—	□	●
	c	その他	●	●	□	□	—
	d	油圧式	●	—	□	—	—
	e	くい抜機を使用する作業	●	●	□	□	—
	f	くい打くい抜機を使用する作業（圧入式くい打くい抜機を除く。）	●	●	□	□	—
2		びょう打機を使用する作業（インパクトレンチを除く。）	●	—	□	—	—
3	a	手持式	●	—	□	—	—
	b	手持ち式以外のもの	●	●	□	□	—
4		空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	●	—	□	—	—
5		コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	●	—	□	—	—
6		バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業（※2）	●	—	□	●	—
7		トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業（※2）	●	—	□	●	—
8		ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業（※2）	●	—	□	●	—
9		スケルトンバケットを使用するふるい分け作業（6のバックホウに取り付けられたものに限る。）	—	—	●	—	—
10		6の作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）を使用する作業	—	—	●	●	—
11		7の作業以外のトラクターショベルを使用する作業	—	—	●	●	—
12		8の作業以外のブルドーザーを使用する作業	—	—	●	●	—
13		コンクリートカッターを使用する作業（※1）	—	—	●	—	—
14		鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	—	●	●	□	—
15		舗装版破砕機を使用する作業（※1）	—	●	—	□	—
16		スケルトンバケットを使用する掘削又はふるい分け作業（10のショベル系掘削機械に取り付けられたものに限る。）	—	—	●	—	—
17		インパクトレンチを使用する作業	—	—	—	—	●
18		コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業	—	—	—	—	●
19		火薬を使用する破壊作業	—	—	—	—	●
20		バイブレーションローラー又はランマを使用する作業	—	—	—	—	●
21		電動工具を使用するはつり作業又はコンクリート仕上げ作業	—	—	—	—	●
22		動力源として発電機（10kW以上のものに限る。）を使用する作業	—	—	—	—	●

注 府条例の届出対象のうち、□印は法に基づく指定地域以外で府知事の指定する地域での作業が対象となる。
（豊中市では大阪国際空港の敷地が対象。）

（※1） 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

（※2） 国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものを除く。

騒音・振動に係る特定建設作業に関する規制の内容

	区域区分	騒音	振動	適用除外
基準値	1号	85デシベル	75デシベル	—
	2号			
作業可能時刻	1号	午前7時～午後7時		イロハニ
	2号	午前6時～午後10時		
最大作業時間	1号	10時間/日		イロ
	2号	14時間/日		
最大作業期間	1号	連続6日間		イロ
	2号			
作業日	1号	日曜日その他の休日を除く日		イロハニホ
	2号			

※基準値は特定建設作業の場所の敷地境界における値です。

※1号区域 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び大阪国際空港の敷地のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内の地域を指します。

※2号区域 工業地域のうち第1号区域以外の地域その他、府条例では工業専用地域の一部、大阪国際空港の敷地の一部及び水域の一部も該当します。

※適用除外 イ. 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合。
ロ. 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合。
ハ. 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合。
ニ. 道路法による占用許可(協議)または道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合。
ホ. 変電所の変更工事で必要な場合。

特定建設作業に伴い発生する騒音又は振動により周辺の生活環境が損なわれないように、当該場所の周辺に板囲い、防音幕その他適切な方法によって、騒音又は振動を防止する措置を講ずること。

特定建設作業実施届出書

① 令和4年4月1日

豊 中 市 長 様

住 所 豊中市〇〇町〇丁目〇番〇号

豊中建設株式会社

② 届出者 氏 名 代表取締役 豊中太郎

電 話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記 載 例

※電子申込の場合
入力完了後の確認画面
（PDF）

特定建設作業を実施するので、

騒音規制法第14条第1項（第2項）
振動規制法第14条第1項（第2項）
大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項（2項）
豊中市環境の保全等の推進に関する条例第41条

の規定により、

次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	桜塚商事豊中マンション新築工事 ③			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート6階建、建築面積800㎡、延床面積3600㎡ ④			
特定建設作業の種類	建築 ⑤ 10バックホウを使用する作業 ⑥			
特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様 ⑦	バックホウ（〇〇社製）〇〇型、定格出力125kW、低騒音型指定			
特定建設作業の場所	豊中市〇〇町〇丁目〇番地 ⑧			
特定建設作業の実施の期間	自 令和4年 4月 18日 ⑨ 37 日間 至 令和4年 5月 31日			
特定建設作業の開始及び終了の時刻 ⑩	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 9 時	至 17 時	日曜日とその他の 休日を除く	7 時間
騒音又は振動の防止の方法	高さ3m以上の防音壁を設置する ⑪			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	豊中市〇〇町〇丁目〇番〇号 桜塚商事株式会社 代表取締役 桜塚一郎 ⑫ (電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	岡町次郎 ⑬ (電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	豊中市〇〇町〇丁目〇番〇号 大阪建設株式会社 代表取締役 大阪太郎 ⑭ (電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	堂池三郎 ⑮ (電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)			
添付書類	1. 特定建設作業が行われる場所の周辺の見取図 2. 特定建設作業及び当該特定建設作業に伴う建設工事の工程表 3. 工事現場周辺への対応方法、騒音・振動の防止方法			

備考 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第20及び豊中市環境の保全等の推進に関する条例別表第1に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。

2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第20及び豊中市環境の保全等の推進に関する条例別表第1に掲げる作業の種類を記載すること。

3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。

4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記 載 要 領

- ① 届出日を記入する。
- ② 住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）を記入する。
＊届出者が代表者（代表権を有する者）以外の場合、代表者からの委任状を添付する。
- ③ 工事全体の名称を記入する。
- ④ 工事目的の施設や工作物の概要について記入する。
- ⑤ 工事の種類について記入する。
- ⑥ 作業の種類ごとに作成する。（特定建設作業一覧表参照。）
＊2種類以上まとめて記載しないこと。
- ⑦ 使用する機械の名称、型式等を記入する。
- ⑧ 作業を行う場所の所在地を記入する。
- ⑨ 作業実施予定期間を記入する。
＊作業開始日と①の日付との間が7日以上あいていること。
＊届出実施期間が6か月以内であること。
- ⑩ 1日の作業の開始及び終了の時刻、実働時間及び作業を行う日を記入する。
なお、夜間と日曜日及び休日の作業は原則として禁止されているので注意する。
- ⑪ 騒音又は振動の防止の方法を具体的に記入する。
- ⑫ 工事発注者について氏名又は名称及び住所等を記入する。
- ⑬ 現場責任者の氏名及び連絡場所を記入する。
- ⑭ 作業を下請人が行う場合に、下請人の氏名又は名称及び住所等を記入する。
- ⑮ 作業を下請人が行う場合に、下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所を記入する。

届出書の様式は窓口または豊中市ホームページから入手できます。

<豊中市ホームページのご案内>

トップページ (<https://www.city.toyonaka.osaka.jp>)

- くらし・手続き
- 申込書等ダウンロード
- 組織から探す
- 各種申込書（環境指導課）
- 特定建設作業実施届出書

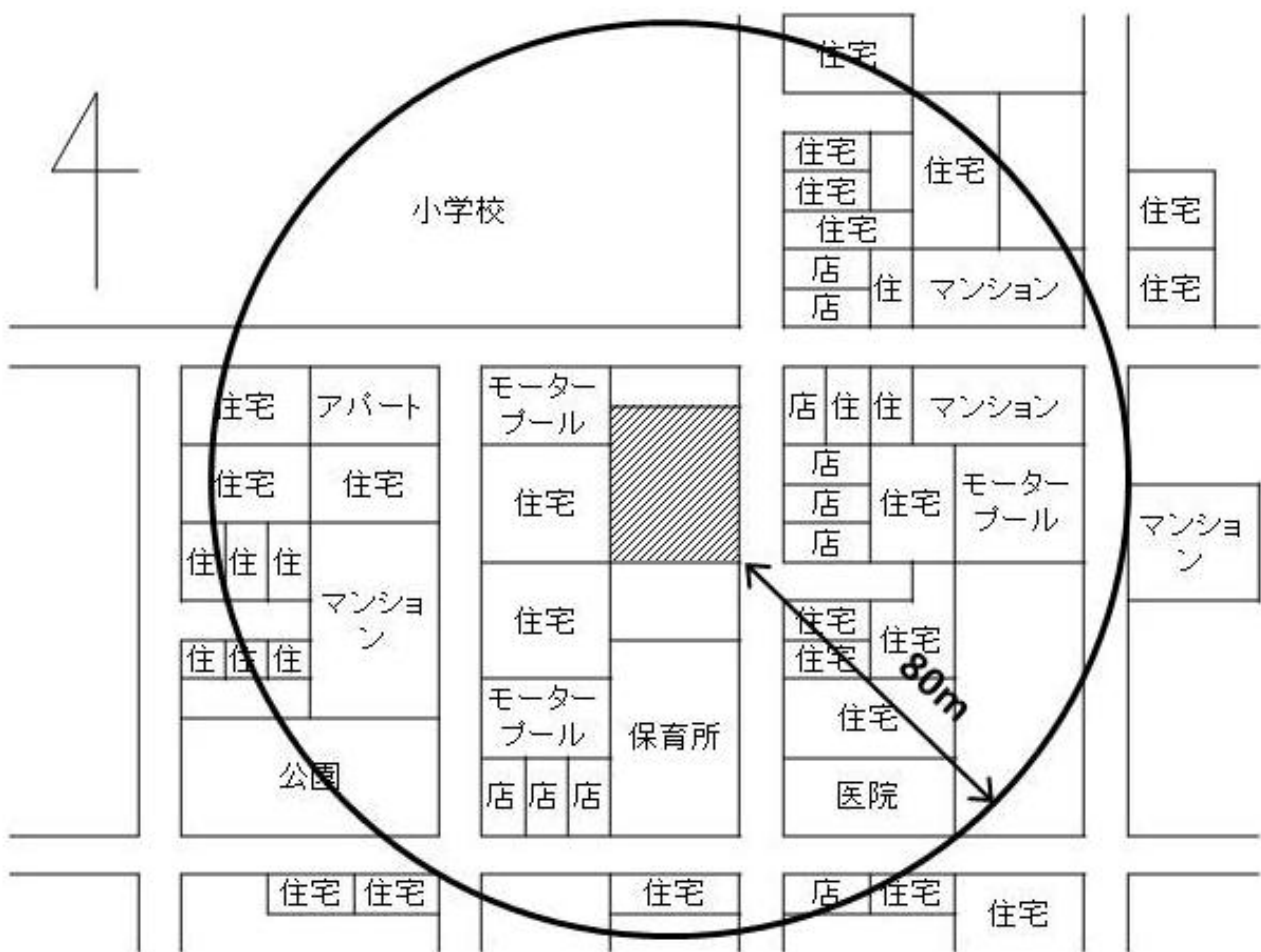
※こちらからも電子申込システムへ移動できます。

<問合せ先>

豊中市 環境部 環境指導課

電話：06-6858-2105

記載例



記入上の注意 特定建設作業の敷地の周囲に半径80mの円を描き、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの位置を図示すること。

周辺の状況の見取図

特定建設作業工程表

記載例

種類	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
バックホウを利用する作業		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	4																															
	5	日曜		祝日	祝日	祝日			日曜							日曜							日曜								日曜	
備考																																

記入上の注意 記入にあたっては、日曜、祝日を明記すること。

工事現場周辺への対応方法 騒音・振動の防止方法

記載例

該当する事項に○印をしてください。

項 目		該 当 事 項	内 容	
住 民 等 へ の 周 知	周知の方法について		対策方法	実施年月日(予定又は実施)
		○	説明会	2022年4月1日
			地元役員等折衝	年 月 日
			各戸説明	年 月 日
		○	周知文配布	2022年3月1日
		○	掲示板の設置	2022年3月1日
			その他()	年 月 日
現 場 周 辺 状 況 等	現場周辺状況並びに 病院・学校等がある 場合の配慮内容等 (約80m以内)		病院・診療所(収容施設有)	年 月 日
			図書館	年 月 日
			学校	年 月 日
		○	保育所	2022年3月14日
			特別養護老人ホーム	年 月 日
			その他施設(静寂が必要なもの)	年 月 日
			配慮内容	
公 害 防 止 の 管 理 体 制	公害防止対策	○	防音シートを現場周囲すべてに配置する。	
			防音シートを民家側すべてに配置する。	
			防音シート民家側一部に配置する。	
			防音パネルを現場周囲すべてに配置する。	
			防音パネルを民家側すべてに配置する。	
			防音パネルを民家側一部に配置する。	
			防音塀を現場周囲すべてに配置する。	
			防音塀を民家側すべてに配置する。	
			防音塀を民家側一部に配置する。	
			防音カバーを設置する。	
		その他()		
	騒音・振動の 測定について		騒音・振動測定を定期的実施する。	
			騒音・振動測定を随時実施する。	
			騒音・振動の自動測定器を設置・測定を実施する。	
○		騒音・振動測定を実施しない。		
苦 情 が 生 じ た 場 合 の 対 応	苦情発生時の対応 について	○	苦情に常駐の現場責任者が対応する。	
			苦情に非常駐の現場責任者が対応する。	
			苦情に本社の担当責任者で対応する。	
			その他()	
	工事現場での対応 について	○	防止対策の強化	
		○	作業時間・曜日等の変更	
			工法、建設機械の変更	
			動力源の適正配置	
		○	陳情者に誠意をもって説明	
			その他()	